証券コード　6092
2024年６月11日
(電子提供措置の開始日　2024年６月５日)

株　主　各　位

東京都千代田区鍛冶町二丁目２番２号
**株式会社エンバイオ・ホールディングス**
代表取締役社長　中　村　賀　一

# 第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

　当社ウェブサイト　https://enbio-holdings.com/ir/

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エンバイオ・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「6092」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使をすることができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年６月25日（火曜日）午後６時までに議決権行使をしてくださいますようお願い申しあげます。**

［インターネットによる議決権行使の場合］
当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp)にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までご入力ください。
インターネットによる議決権行使に関しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］
議決権行書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

**1．日　　時**　2024年６月26日（水曜日）午後１時
※受付開始時刻は、午後０時30分を予定しております。

**2．場　　所**　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ　１階　ソラシティカンファレンスセンター　Room C
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

**3．目的事項**

**報告事項**　１．第25期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第25期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項　議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

**4．議決権行使についてのご案内**

⑴書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

⑵インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

⑶インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

⑷代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」並びに「会社の支配に関する基本方針」
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は会計監査人が監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産はご用意いたしておりません。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

**2024年６月26日（水曜日）**
**午後１時**（受付開始:午後０時30分）



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2024年６月25日（火曜日）**
**午後６時入力完了分まで**



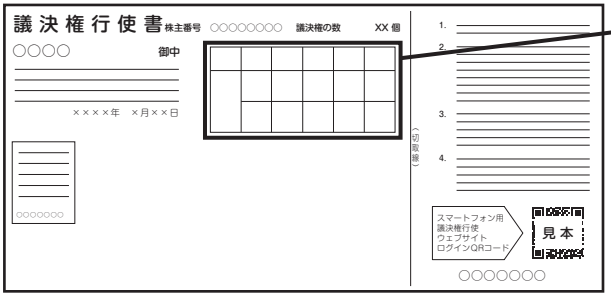
### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2024年６月25日（火曜日）**
**午後６時到着分まで**

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内




こちらに議案の賛否をご記入ください。

| 議案 | | |
|---|---|---|
| ● 全員賛成の場合 | ≫ | 「賛」の欄に○印 |
| ● 全員反対する場合 | ≫ | 「否」の欄に○印 |
| ● 一部の候補者を反対する場合 | ≫ | 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。 |

※議決権行使書用紙はイメージです。

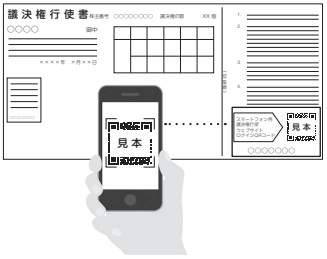
・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。




※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。




「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。




「次へすすむ」をクリック

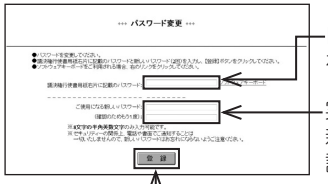
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。




「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。




「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

**みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル**

**0120-768-524**

（受付時間　年末年始を除く9:00～21:00）

# 事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

## １．企業集団の現況

### ⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、ペントアップ需要（繰越需要）、円安によるインバウンド消費の増加等により、日経平均株価も大幅に上昇し、経済全体が回復基調で推移しました。

一方、ウクライナ情勢、中東の地政学リスクが顕在化するなど、世界的なリセッション（景気後退）につながる可能性のある事象の長期化懸念や、日銀の金融政策において、大規模緩和の枠組みを見直す機運も見られ、円安の進行による物価の上昇傾向も出てきていることから、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす建設市場におきましては、公共投資は底堅さを維持し、民間設備投資が着実に進み、建設需要は増加傾向です。他方、建設資材価格が総じて高い価格水準にあることに加え、慢性的な労働者不足から労務費も上昇の傾向がみられ、引き続き経営環境への影響を注視する状況が続いております。また、不動産市場におきましては、住宅需要は堅調に推移しているものの、建築資材価格の高騰により販売価格相場の上昇傾向がみられ、物件の割高感が増しており、住宅需要はその影響を受け始めております。住宅ローン金利は低水準を維持しているものの、事業環境の変化の兆しを注視する必要があります。

このような背景のもと、当社グループは、ESG経営に積極的に取り組むとともに、土壌汚染対策事業におきましては、リスク管理型手法や責任施工保証の提案、工事品質管理、工事原価管理の徹底、DXの推進による業務効率化などの施策を推進しております。ブラウンフィールド活用事業におきましては、土壌汚染問題に直面する事業用地等を積極的に取得し、市場のニーズに合わせ、企画開発力を生かして付加価値を高めた形で、お客様に対し再販することに努めております。また、自然エネルギー事業におきましては、国内においてはFITに頼らないビジネスモデルとして、工場、物流倉庫、ホームセンター等へのPPAモデルの提案を積極的に展開するとともに、地域リスク分散の観点から、海外展開も積極的に推進しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は9,575,536千円（前年同期比17.9％増）となりました。経常利益は1,067,641千円（同20.5％減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は708,764千円（同12.7％減）となりました。

以下に各事業セグメントの状況を報告いたします。

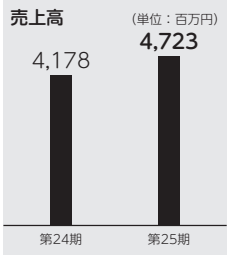
**土壌汚染対策事業**

**売上高**
**4,723百万円**
（前連結会計年度比13.0%増）

国内では土壌汚染対策工事の引き合いは、引き続き堅調さを維持しており、前年同期末を上回る過去最高の受注残となりました。完全浄化以外の選択肢を求める顧客が増えており、土壌汚染の管理を目的とする経済的な対策（リスク管理型手法）や土壌調査と対策工事をセットにし、対策費用の総額を保証して実施する責任施工など差別化された提案に注力しております。稼働中の工場の長期化する地下水汚染に対するリスク管理型手法の新工法として米社から導入した原位置透過壁工法（プルームストップ工法）については、当社が保有する原位置化学酸化技術との組み合わせで東京都の「地下水汚染拡大防止技術支援」で推奨する技術メニューに認定されました。それに加えて第３四半期連結会計期間に完工した第一号案件の実績をもとに提案活動を強化しています。欧米では、同工法は急速に関心が高まってきたPFOA・PFOS地下水汚染対策としても効果が認められています。PFOA・PFOS用の各種調査用機材も取り揃えて、地方自治体向けの提案活動を開始しました。第３四半期連結会計期間に顧客都合による着工遅延が発生していた大型案件の進捗が進んだこと、並びに大型の原位置浄化工事の原価率改善が進んだことから、前年同四半期比で増収増益となりました。

中国では日系企業の工場移転や事業撤退に伴う土壌汚染対策に注力しております。ゼロコロナ政策解除後も遅延していた工場移転に伴う環境対応が漸く始動し、日系建設会社や環境コンサルとの営業協力を強化した結果、前年同期比で受注件数が増加しました。

その結果、売上高は4,723,964千円（同13.0％増）となり、セグメント利益は418,705千円（同24.0％増）となりました。



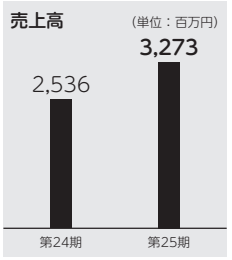
**ブラウンフィールド活用事業**

**売上高**
**3,273百万円**
（前連結会計年度比29.1%増）

株式会社エンバイオ・リアルエステートでは引き続き仕入れ競争が激化している中、大手や中小の仲介業者に相対で進められる案件の情報収集を積極的に行い、目黒区内のメッキ工場跡地を含む18物件を仕入れました。また、販売においては12物件の販売を行いました。荒川区内で形質変更時要届出区域の指定を受けた土地に初めて木造アパートを建築しました。地下水モニタリングを行いながら暫く収益物件として保有する予定であります。なお、関西エリア（京都）で初の土壌汚染地を購入し、今後は関西エリアの情報収集も行っていく予定であります。

大規模な土壌汚染地を扱う株式会社土地再生投資では、大規模な厚木市内案件の売却がありましたが仕入れはありませんでした。他方、グループの総合力を活かして、仕入れには至らなかった相談案件の中から、３件のコンサル受注および24件の土壌調査・工事の受注に至っております。

その結果、売上高は3,273,843千円（同29.1％増）となり、セグメント利益は394,199千円（同53.4％減）となりました。大規模な厚木市内案件の売却があったため増収となりましたが、前連結会計年度のような高利益率案件の販売がなかったため減益となりました。



**自然エネルギー事業**

**売上高**
**1,577百万円**
（前連結会計年度比12.2%増）

当連結会計年度末日における国内外の太陽光発電所は51か所（コーポレートPPA案件：相対の電力購入契約は11か所）、総発電量49.5MWとなっております。九州電力管内、中国電力管内、東北電力管内において出力制御の影響を受け、売電収入が計画を下回ったものの、新たに開始した再エネ電力を供給するサービスの営業が好調に推移したため増収となりました。宮城県に設置している太陽光発電所（リース物件）１か所にて設備の故障が発生し、一時的に収益を圧迫しましたが、当該故障による逸失利益は保険金収入で補填されました。また、長野県に設置している太陽光発電所（リース物件）１か所にて設備の故障が発生し、一時的に収益を圧迫しましたが、当該故障による逸失利益は翌連結会計年度に保険金収入で補填される見込みであります。

クリーンエネルギーの需要は依然として高く、海外を含む新規案件の情報収集、セカンダリー発電所やコーポレートPPA案件、再生可能エネルギーを用いた新たなビジネススキームの検討に注力しております。インドネシア内で太陽光発電所の開発投資を行った結果、同国内での稼働済み太陽光発電所は7.9MWとなり、インドネシアを含めた総発電量は57.4MWとなっております。

[国内]

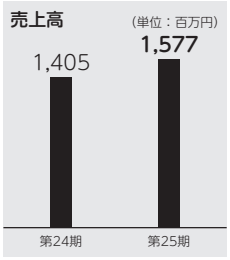
株式会社シーアールイーが開発する物流施設「LogiSquare（ロジスクエア）」の屋根を活用した太陽光発電所が新たに４か所（ロジスクエア枚方、ロジスクエア白井、ロジスクエア掛川、ロジスクエア三芳Ⅱ）稼働を開始いたしました。また、ロジスクエア一宮、ロジスクエア厚木Ⅰの開発工事を着工いたしました。ロジスクエア松戸、ロジスクエアふじみ野Aは着工準備をしております。また、MaF合同会社による新規コーポレートPPA案件１か所が稼働を開始しております。

脱炭素社会の実現に向け、CO2削減に取り組む企業に対して非化石証書の販売や再エネ電力を供給するサービスを開始いたしました。

[海外]

ヨルダンにおいて、引き続き水資源開発の可能性を調査しております。また、トルコにて開始しているバイオマス発電事業のフル稼働の早期実現に向けて注力しております。

その結果、売上高は1,577,727千円（同12.2％増）となり、セグメント利益は300,411千円（同13.5％増）となりました。



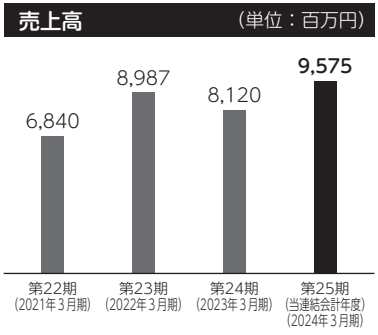

② 設備投資の状況

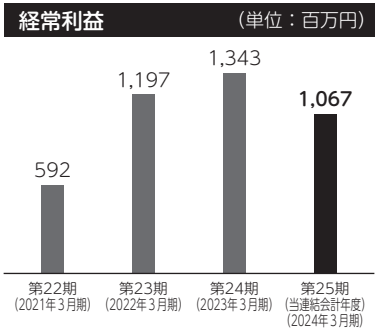
当連結会計年度において、実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,271,740千円で、その主なものは、自然エネルギー事業の太陽光発電所の建設等に係る投資788,769千円及びブラウンフィールド活用事業の土地等にかかる投資449,031千円であります。

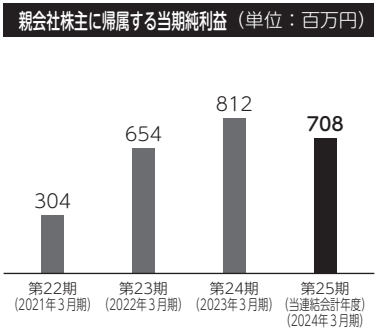
③　資金調達の状況

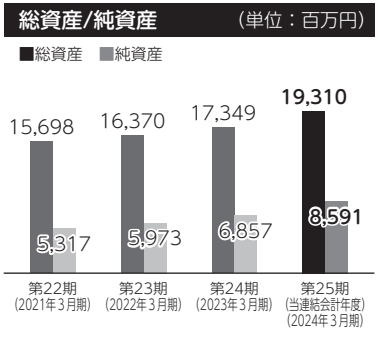
当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、金融機関より短期及び長期借入金3,380,553千円の調達を行いました。また、2023年５月10日を払込期日とする第三者割当による新株式発行により、1,056,000千円の資金調達を行いました。

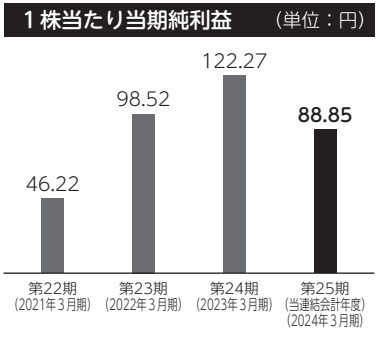
### (2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

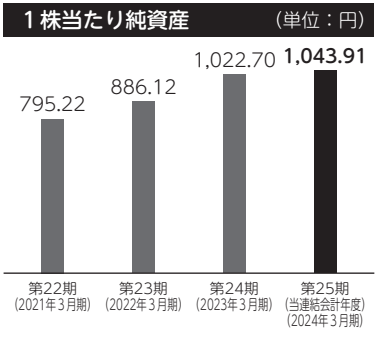



| 区　　分 | 第 22 期 (2021年３月期) | 第 23 期 (2022年３月期) | 第 24 期 (2023年３月期) | 第 25 期 (当連結会計年度) (2024年３月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売　上　高(百万円) | 6,840 | 8,987 | 8,120 | 9,575 |
| 経　常　利　益(百万円) | 592 | 1,197 | 1,343 | 1,067 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 304 | 654 | 812 | 708 |
| １株当たり当期純利益　(円) | 46.22 | 98.52 | 122.27 | 88.85 |
| 総　資　産(百万円) | 15,698 | 16,370 | 17,349 | 19,310 |
| 純　資　産(百万円) | 5,317 | 5,973 | 6,857 | 8,591 |
| １株当たり純資産額　(円) | 795.22 | 886.12 | 1,022.70 | 1,043.91 |

(注) １．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第23期の期首から適用しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

| 会社名 | 資本金(千円) | 当社の議決権比率(%) | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ･ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ | 40,000 | 100 | 土壌汚染対策事業 |
| 恩拜欧(南京)環保科技有限公司 | 159,495 | 100 | 土壌汚染対策事業 |
| 株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ･ﾘｱﾙｴｽﾃｰﾄ | 10,000 | 100 | ブラウンフィールド活用事業 |
| 株式会社土地再生投資 | 45,500 | 60 | ブラウンフィールド活用事業 |
| ｿｰﾗｰ年金株式会社 | 6,660 | 100 | 自然エネルギー事業 |
| 太陽光ﾊﾟｰｸ2合同会社 | 10 | 100 | 自然エネルギー事業 |
| ｳﾞｪｶﾞ・ｿｰﾗｰ合同会社 | 1,000 | 100 | 自然エネルギー事業 |
| ｱﾙﾀｲﾙ・ｿｰﾗｰ合同会社 | 1,000 | 100 | 自然エネルギー事業 |
| 株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ･ｴｼｶﾙ･ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾂ | 3,000 | 100 | 自然エネルギー事業 |
| 株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵC・ｴﾅｼﾞｰ | 10,000 | 100 | 自然エネルギー事業 |
| MaF合同会社 | 500 | 90 | 自然エネルギー事業 |
| Enbio Middle East FZE LLC | 319,860 | 100 | 自然エネルギー事業 |
| Enbio Lel Taqa FZC LLC | − | 80 | 自然エネルギー事業 |

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2. 当社は、2023年7月3日付にて、株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵC･ｴﾅｼﾞｰの株式150株を追加取得し完全子会社といたしました。

3. MaF合同会社は、前連結会計年度まで非連結子会社でありましたが、当連結会計年度より、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

### ⑷ 対処すべき課題

当社グループの属する土壌汚染関連業界の国内市場は、2019年4月の土壌汚染対策法の一部改正により土壌汚染調査の契機が拡大し、年間の調査件数は増加傾向が続いておりますが、完全浄化から土地利用目的に応じた健康被害防止に目的を絞った合理的な対策手法へのシフトが進み、調査・対策の受注高は年間700～900億円程度でほぼ増減なく推移しております。収益拡大のためには、土壌汚染対策事業における土壌汚染調査と土壌汚染浄化工事だけでなく、ブラウンフィールド活用事業におけるそれらと連動する土壌汚染地の買取や利活用サービスを包括的に市場に投入して顧客の幅広いニーズに応えることが不可欠だと認識しております。

自然エネルギー事業については、固定価格買取制度（FIT制度）の買取価格が年々低下し、新規の太陽光発電所の収益性が低下しているため、FIT制度に依存しない事業スキームの構築が課題となっております。

そのために以下のような課題に取り組み、競合他社とのより一層の差別化を図ることにより、業容の拡大に努めてまいります。

① 土壌汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業との相乗効果の最大化

当社グループは、株式会社エンバイオ・リアルエステートを通してクリーニング工場やガソリンスタンド等の小規模な土壌汚染地の買取・浄化・再販事業（ブラウンフィールド活用事業）で数多くの実績を蓄積してまいりました。蓄積したノウハウを中規模から大規模な土壌汚染地の買取・浄化・再販事業へ展開するべく、物流不動産事業を本業とする株式会社シーアールイーと合弁で株式会社土地再生投資を設立いたしました。土壌汚染地の出口戦略の多様化と規模の効果を追求することによって土壌汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業との相乗効果の最大化を目指します。産業用地の土地取引における潜在的な売手となるメーカー等土地所有者の情報入手とアプローチが課題であると認識しております。グループ横断的なコンサルティング営業展開を徹底し、土壌汚染対策から土壌汚染地活用までのワンストップソリューションによる事業拡大に努めてまいります。

② 土壌汚染対策事業における品質管理及びリスク管理の強化

土壌汚染対策事業においては、顧客開拓が奏功し大型の土壌汚染対策工事が増えてまいりました。大型案件については、品質管理や原価管理の巧拙により利益が上振れたり下振れたりする事業リスクが、大きいと認識しております。営業担当、技術担当、工事担当が複眼的に案件を俯瞰する品質管理体制を徹底して品質の向上と原価の低減を図るとともに、安全品質管理室を中心に安全対策のより一層の徹底を図ることでリスク管理に努めてまいります。

また、受注金額が一定金額を超える土壌汚染対策工事については、工事進行基準を適用し、月次でのタイムリーな原価管理による精度向上に努めてまいります。

③ 土壌汚染対策事業における多様な技術及びノウハウによる競争力の強化

現在までに多数の企業の参入と様々な土壌浄化技術が実用化された結果、国内では土壌汚染リスクに対する顧客の理解が進み、競合企業間での競争が激しく、工事単価の低価格化が進んでおります。同時に新たな汚染物質として欧米では問題化してきたPFAS（PFOA、PFOS）に関する関心が高まってまいりました。こうした市場環境においては掘削除去に偏重していた顧客ニーズにも変化が見られ、多様な技術やノウハウによる高付加価値サービスで他社との差別化を図ることが、競争力強化の鍵と認識しております。様々な工法に迅速に対応できるように技術戦略部を中心に新技術、新工法の開発・導入、提案体制を強化し、大学との共同研究による汚染物質分解微生物の開発、米国から新たな原位置透過壁工法（プルームストップ工法）の導入、新規対象物質PFAS（PFOA、PFOS）に対応した対策技術の開発、PFAS（PFOA、PFOS）フリー製品の販売等を行ってまいります。

施工実績数と事故率の低さで審査を通過し国内企業では初めて付保できた責任施工保証保険とこれまで蓄積してきた土壌浄化工事の設計・責任施工ノウハウを裏付けとして土壌汚染対策工事の費用総額を保証するサービス（プレアセスメント調査）を商品化しました。土壌汚染リスクを早期に確定させたい土地所有者やデベロッパー向けのリスク移転商品として拡販を行ってまいります。

④ 中国市場展開の収益化

土壌汚染対策事業の中長期的な成長エンジンとして、環境規制の強化により土壌汚染対策の需要が本格化する中国市場に当社グループが日本国内市場で培ってきた技術ノウハウを展開することが重要との認識で、2018年３月に100%子会社として恩拝欧（南京）環保科技有限公司を設立いたしました。

2019年１月に土壌汚染防治法が施行されたことにより、中国の土壌汚染対策市場は黎明期から拡大期を迎えようとしております。同社を通した日系企業向けの土壌汚染対策を柱とする環境保全サービスによる業容の拡大と収益化に努めてまいります。

⑤ ブラウンフィールド活用事業におけるコンサルティング営業の強化

取り扱う物件の規模を中規模から大規模にスケールアップすることによる収益の拡大を目指しておりますが、不動産市況が活況なため大手不動産各社の仕入が旺盛で多少の土壌汚染リスクは気にせず購入しているため、大型物件の仕入競争が激しくなっております。土地所有者から土壌汚染問題の相談を受け、リスクの評価と解決策を提案する際に、解決策の一案として買取を提案するといったコンサルティング営業を強化することで、大手不動産各社との差別化を図り、信託銀行や大手不動産仲介から土壌汚染の可能性のある産業用地売却に関する情報量を増やしてまいります。

⑥　ブラウンフィールド活用事業における出口戦略の多様化

ブラウンフィールド活用事業では、販売用不動産の土地売却に依存した収益構造の安定化が課題と認識しております。企画開発力を強化して土地売却だけでなく、戸建・アパート・店舗・倉庫等を開発して付加価値向上に努めてまいります。また、市況変動への耐性を強化するため収益物件の保有資産の積み上げに努めてまいります。さらに汚染地だけでなく、空家問題、相続問題の一つである老朽化アパート等も取得してアセットタイプの拡充に努めてまいります。

⑦　自然エネルギー事業のストック収益源の拡大

当社グループが安定的に成長し続けていくためには、フロー型の土壌汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業で短中期的な売上、利益成長を担うとともに、自然エネルギー事業で将来的なストック収益源を蓄積することが重要と考えております。自然エネルギー事業では2027年３月期までに総発電量100MW達成を目標に積極的に太陽光発電所の建設を行ってまいります。

⑧　自然エネルギー事業の強化

国内でのFIT制度を活用した新規の太陽光発電事業の採算は低下しているため、オンサイト／オフサイトPPA事業や太陽光発電に代わる発電事業及び海外での発電事業等のFIT制度に依存しない事業の拡大が課題と認識しており、株式会社エンバイオＣ・エナジーの設立やＭａＦ合同会社の持分を取得して具体的な開発を進めております。検討済みの有望案件から順次事業化するように努めてまいります。

⑨　人材の確保、育成

事業の継続的な発展を実現するためには、優秀な人材を十分に確保することとその育成が不可欠ですが、当社グループが小規模会社であることや知名度が低いことなどから、人材の採用が課題であると認識しております。新卒の採用活動に力を注ぐとともに将来を担う若手社員の積極採用、性別・国籍・年齢を問わない採用方針、カムバック採用を含む幅広い採用活動を実施してまいります。また、管理職研修によるマネジメント能力の強化、大学等外部専門機関の専門研修による高度技能者の育成、当社グループ独自のDLD制度（分散型学習及び開発制度）の予算化により自主的な開発意欲の支援等の施策を展開して人材育成の強化に取り組んでまいります。

さらに給与ベースアップの実施、資格手当制度による資格保有者の優遇、希望すれば遠隔地での勤務や完全リモートワークを可能とするIT環境の整備、働きやすい環境を意識したオフィスの増床など給与体系の充実化や働き方改革、職場環境の改善等に取り組んでまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2024年３月31日現在）

当企業集団は、主要なものとして土壌汚染対策事業、ブラウンフィールド活用事業及び自然エネルギー事業を行っておりますが、各事業の主な内容は以下のとおりであります。

| 事　業　区　分 | 事　　業　　内　　容 |
|---|---|
| 土壌汚染対策事業 | 土壌汚染の調査、浄化工事の設計・施工、施主へのリスクコンサルティング及び原位置調査・原位置浄化に使用する機器・資材・浄化用薬剤の輸入販売を行う事業 |
| ﾌﾞﾗｳﾝﾌｨｰﾙﾄﾞ活用事業 | 土壌汚染地を現状有姿でリスクを見込んで購入して、浄化後に再販・賃貸する事業 |
| 自然ｴﾈﾙｷﾞｰ事業 | 再生可能エネルギーを利用した売電事業 |

⑹ **主要な事業所**（2024年３月31日現在）

① 当社

| | |
|---|---|
| 本　　社 | 東京都千代田区 |

② 子会社及び関連会社

| | |
|---|---|
| 株式会社エンバイオ・エンジニアリング | 本社（東京都千代田区）<br>千葉支店（千葉県千葉市）<br>関西支店（大阪府大阪市）<br>沖縄営業所（沖縄県那覇市）<br>エンバイオTOKYO R&Dセンター（埼玉県川越市） |
| 恩拜欧（南京）環保科技有限公司 | 本社（中国南京市） |
| 株式会社エンバイオ・リアルエステート | 本社（東京都千代田区） |
| 株式会社土地再生投資 | 本社（東京都千代田区） |
| ソーラー年金株式会社 | 本社（東京都千代田区） |
| 太陽光パーク2合同会社 | 本社（東京都千代田区） |
| ヴェガ・ソーラー合同会社 | 本社（東京都新宿区） |
| アルタイル・ソーラー合同会社 | 本社（東京都新宿区） |
| 株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ | 本社（東京都千代田区） |
| 株式会社エンバイオC・エナジー | 本社（東京都千代田区） |
| MaF合同会社 | 本社（東京都千代田区） |
| Enbio Middle East FZE LLC | 本社（Ajman UAE） |
| Enbio Lel Taqa FZC LLC | 本社（Ajman UAE） |

⑺ **使用人の状況**（2024年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数（名） | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|---|
| 土壌汚染対策事業 | 80 | 4名増 |
| ブラウンフィールド活用事業 | 7 | 2名増 |
| 自然エネルギー事業 | 3 | 2名増 |
| 全社（共通） | 14 | 1名増 |
| 合計 | 104 | 9名増 |

（注） 上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 17名 | 4名増 | 40.7歳 | 4.3年 |

（注） 上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(8) **主要な借入先の状況**（2024年３月31日現在）

| 借入先 | 借入金残高（千円） |
|---|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 3,003,598 |
| 株式会社りそな銀行 | 1,472,306 |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,156,860 |

（注） １．株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行からの借入額には、株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンによる借入金残高が一部含まれております。
２．株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンは以下のとおりです。
組成金額 3,900,000千円
借入金残高 2,532,270千円

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

① 2023年４月21日付で、株式会社シーアールイーとの間で行われている資本業務提携の強化及び同社に対する第三者割当による新株式の発行を行うことを発表いたしました。

② 株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2024年５月22日付で、当社株式は東京証券取引所グロース市場から同取引所スタンダード市場に市場変更いたしました。

## 2．会社の現況

### ⑴ 株式の状況（2024年３月31日現在）

① 発行可能株式総数11,140,000株

② 発行済株式の総数 8,175,200株 (自己株式37,844株を含む)

③ 株主数 3,646名

④ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数（株） | 持株比率（％） |
|---|---|---|
| 株式会社シーアールイー | 2,780,000 | 34.16 |
| 西村実 | 495,500 | 6.09 |
| 中村賀一 | 432,000 | 5.31 |
| 平田幸一郎 | 200,000 | 2.46 |
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 108,989 | 1.34 |
| 根本昌明 | 101,800 | 1.25 |
| 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 | 90,000 | 1.11 |
| 中間哲志 | 80,500 | 0.99 |
| 野村證券株式会社 | 74,785 | 0.92 |
| 東京短資株式会社 | 62,400 | 0.77 |

(注) 上記大株主の状況に記載の中村賀一（当社代表取締役社長）の所有株式数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社の株式会社ジーエヌピーが所有する株式数70,000株を含めた実質所有株式数を記載しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

2023年５月10日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により、発行済株式の総数は1,500,000株増加しております。

⑵ **新株予約権等の状況**

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### ⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年３月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 中村賀一 | 経営全般 |
| 取締役会長 | 西村実 | 土壌汚染対策事業担当<br>㈱エンバイオ・エンジニアリング代表取締役 |
| 取締役 | 山本敏仁 | ブラウンフィールド活用事業担当<br>㈱エンバイオ・リアルエステート代表取締役 |
| 取締役 | 横溝透修 | 自然エネルギー事業担当<br>太陽光パーク２合同会社職務執行者 |
| 取締役 | 田月智之 | 最高財務責任者 |
| 取締役 | 亀山忠秀 | ㈱シーアールイー代表取締役社長 |
| 取締役 | 小竹由紀 | |
| 取締役（常勤監査等委員） | 高山和夫 | |
| 取締役（監査等委員） | 星野隆宏 | K&L Gates外国法共同事業法律事務所パートナー |
| 取締役（監査等委員） | 平田幸一郎 | ㈲アドバンスワン取締役社長<br>平田公認会計士事務所所長<br>ビープラッツ㈱社外監査役<br>ランサーズ㈱社外監査役 |
| 取締役（監査等委員） | 行川一郎 | |

（注）１．取締役亀山忠秀氏及び小竹由紀氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）高山和夫氏、星野隆宏氏、平田幸一郎氏及び行川一郎氏は、社外取締役（監査等委員）であります。
３．取締役（監査等委員）星野隆宏氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
４．取締役（監査等委員）平田幸一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、取締役小竹由紀氏、取締役（常勤監査等委員）高山和夫氏、取締役（監査等委員）星野隆宏氏、取締役（監査等委員）平田幸一郎氏及び取締役（監査等委員）行川一郎氏を指定し、同取引所に届け出ております。
６．当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は2023年６月27日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議し、2023年７月１日より実施しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりであります。

1．基本方針

取締役の報酬決定の透明性、公正性を図ると同時に企業価値の持続的な向上、優秀な人材を確保することができる報酬とするため、個々の取締役の報酬の決定に際しては業績の推移及び各職責に相応した適正な水準とすることを基本方針とする。

2．取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針及び取締役に対し報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く、以下同じ）の報酬は、毎月支給される金銭報酬である固定の月額基本報酬（以下「基本報酬」という。）及び非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の交付で構成され、業績連動報酬等は支給しない。

業務執行から独立した立場である社外取締役には、基本報酬のみを支給し、非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の交付は行わない。なお無報酬の社外取締役には基本報酬、業績連動報酬等ともに支給しない。

取締役の基本報酬は、本方針決議日現在有効な2023年６月27日開催の第24回定時株主総会で定められた取締役報酬総額（年額500百万円以内）及び役員報酬規程並びに担当職務、業績及び貢献度等を反映した具体的な配分方法を定めた内規にしたがって算定された範囲内で、４に定めた方法で、支給額を決定することとし、定時株主総会開催月の翌月から金銭報酬として支給する。

非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の交付については株主との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるために、中期経営計画と連動する形で必要に応じて交付することとし、基本報酬とは別枠で支給される。非金銭報酬等を交付する場合は譲渡制限付株式の交付を実施する事業年度毎に、４で定めた方法で、総数年間最大３万３千株、支給される当該金銭報酬債権の総額は年間50百万円以内（但し使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まず）の範囲内で役員報酬規程並びに担当職務、業績及び貢献度等を考慮し、譲渡制限付株式と引換えに払い込まれる金銭報酬債権額を決定する。

3．報酬等の種類ごとの割合の決定方針

固定の金銭報酬と非金銭報酬等が交付される場合の非金銭報酬等の比率はおよそ6：4～8：2の割合で支給するものとする。

4．報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

取締役および社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬については、代表取締役及び委員の過半数の社外取締役で構成される報酬委員会（以下「報酬委員会」という。）にて決定、支給されるものとする。なお、報酬委員会は取締役の報酬決定プロセスの透明性、客観性を高めることを目的としている。報酬委員会は中村賀一氏（代表取締役社長）、亀山忠秀氏（社外取締役）及び小竹由紀氏（社外取締役）で構成されている。

各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の交付については、報酬委員会の決定を経た譲渡制限付株式と引換えに払い込まれる金銭報酬債権額について対象取締役に支給することを取締役会において決議するものとする。

③　報酬等の額

イ．監査等委員会設置会社移行前（2023年4月から2023年6月まで）

| 区　　分 | 員　　数（名） | 報酬等の総額（千円） | 報酬等の種類別の総額（千円） | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 基本報酬 | 譲渡制限付株式報酬 |
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 4<br>（1） | 27,999<br>（900） | 27,999<br>（900） | －<br>（－） |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 4<br>（4） | 2,850<br>（2,850） | 2,850<br>（2,850） | －<br>（－） |
| 合計<br>（うち社外役員） | 8<br>（5） | 30,849<br>（3,750） | 30,849<br>（3,750） | －<br>（－） |

（注）1．上記の取締役の報酬等の総額には、無報酬の取締役２名（うち社外取締役１名）を除いております。

2．上記の報酬等の総額以外に、当事業年度において取締役１名が、役員を兼務する当社子会社から役員として受けた報酬等の総額は4,974千円であります。

3．取締役の報酬限度額は、1999年６月23日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議されています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は３名です。

4．監査役の報酬限度額は、1999年６月23日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議されています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は１名です。

5．2021年６月25日開催の第22回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式割当のための報酬が決議されています。取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は取締役の報酬限度額とは別枠で、年額50百万円以内と決議されています。また、各事業年度において取締役（社外取締役を除く）に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は３万３千株であります。

ロ. 監査等委員会設置会社移行後（2023年7月から2024年3月まで）

| 区　　分 | 員　　数（名） | 報酬等の総額（千円） | 報酬等の種類別の総額（千円） | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 基本報酬 | 譲渡制限付株式報酬 |
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 5<br>（1） | 93,864<br>(2,754) | 93,864<br>(2,754) | －<br>（－） |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 4<br>（4） | 9,180<br>(9,180) | 9,180<br>(9,180) | －<br>（－） |
| 合計<br>（うち社外役員） | 9<br>（5） | 103,044<br>(11,934) | 103,044<br>(11,934) | －<br>（－） |

（注）1．上記の取締役の報酬等の総額には、無報酬の取締役２名（うち社外取締役１名）を除いております。
2．上記の報酬等の総額以外に、当事業年度において取締役１名が、役員を兼務する当社子会社から役員として受けた報酬等の総額は15,900千円であります。
3．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2023年６月27日開催の第24回定時株主総会において、年額500百万円以内と決議されています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は７名（うち社外取締役2名）であります。
4．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2023年６月27日開催の第24回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されています。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は４名（うち社外取締役４名）であります。
5．2023年６月27日開催の第24回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式割当のための報酬が決議されています。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額とは別枠で、年額50百万円以内と決議されています。また、各事業年度において取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は３万３千株であります。

④　責任限定契約の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

⑤　役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役及び当社の子会社の取締役、監査役並びにその相続人等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて補填されます。また当該保険契約は役員等の職務執行の適正のため免責金額が設定されておりますので、損害額のうち当該免責金額については補填されず、被保険者である役員等の自己負担となります。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役亀山忠秀氏は、当社の筆頭株主で、資本業務提携契約に基づく取引がある株式会社シーアールイーの代表取締役社長であります。

・取締役（監査等委員）星野隆宏氏は、K&L Gates外国法共同事業法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）平田幸一郎氏は、有限会社アドバンスワンの取締役社長、平田公認会計士事務所の所長、ビープラッツ株式会社の社外監査役並びにランサーズ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

| 区　分 | 氏　名 | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 亀　山　忠　秀 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、不動産ビジネスを行う企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。特に不動産開発業、物流不動産業界に関する専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 |
| 社外取締役 | 小　竹　由　紀 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、生活関連製品を製造する上場企業のCSRの責任者であった際に培った豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。特にCSRの責任者であった経験によって得られた専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 高　山　和　夫 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査役として３回、監査等委員として11回に、また、監査役会３回のうち３回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会、監査役会及び監査等委員会において、大手生命保険会社で得た内部統制制度の構築や業務監査に関する幅広い知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 星　野　隆　宏 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査役として３回、監査等委員として11回に、また、監査役会３回のうち３回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会、監査役会及び監査等委員会において、主に弁護士としての専門的見地に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を適宜行っております。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 平　田　幸　一　郎 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査役として３回、監査等委員として11回に、また、監査役会３回のうち３回、監査等委員会10回のうち９回に出席いたしました。出席した取締役会、監査役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を適宜行っております。 |

| 区　分 | 氏　名 | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|---|
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 行　川　一　郎 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査役として３回、監査等委員として11回に、また、監査役会３回のうち３回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会、監査役会及び監査等委員会において、会計に関する知識及び幅広い知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 |

**(4) 会計監査人の状況**

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

| | 報酬等の額(千円) |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 43,000 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 43,000 |

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑸ **剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、「将来の事業展開のための内部留保の充実」と「成長に応じた利益還元」を両立させることを重要な経営課題として位置付け、継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。具体的には、ストックビジネスである自然エネルギー事業の既設設備から得られる収益の約30%を当面の配当原資とすることで配当の安定的な増加の実現を目指します。

当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき８円とさせていただきます。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| (資産の部) | | (負債の部) | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **8,246,490** | **流動負債** | **4,144,146** |
| 現金及び預金 | 3,604,084 | 買掛金 | 937,739 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 1,281,896 | 未払金及び未払費用 | 160,715 |
| | | 短期借入金 | 1,088,570 |
| 棚卸資産 | 2,889,235 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,300,952 |
| その他 | 482,863 | 未払法人税等 | 183,706 |
| 貸倒引当金 | △11,589 | 契約負債 | 370,455 |
| | | 賞与引当金 | 36,845 |
| | | その他 | 65,162 |
| **固定資産** | **11,064,027** | | |
| | | **固定負債** | **6,574,760** |
| **有形固定資産** | **7,918,279** | 長期借入金 | 6,230,668 |
| 建物及び構築物 | 624,067 | 資産除去債務 | 217,373 |
| 機械装置及び運搬具 | 5,217,441 | デリバティブ債務 | 28,806 |
| 土地 | 1,880,111 | その他 | 97,912 |
| 建設仮勘定 | 183,884 | | |
| その他 | 12,775 | **負債合計** | **10,718,906** |
| | | (純資産の部) | |
| **無形固定資産** | **475,710** | **株主資本** | **8,476,735** |
| のれん | 102,073 | **資本金** | **2,325,334** |
| その他 | 373,637 | **資本剰余金** | **2,405,238** |
| | | **利益剰余金** | **3,761,584** |
| **投資その他の資産** | **2,670,037** | **自己株式** | **△15,421** |
| 投資有価証券 | 651,908 | **その他の包括利益累計額** | **17,970** |
| 長期貸付金 | 1,295,789 | その他有価証券評価差額金 | 24,609 |
| 敷金及び保証金 | 98,482 | 繰延ヘッジ損益 | △21,466 |
| 長期前払費用 | 334,172 | 為替換算調整勘定 | 14,826 |
| その他 | 291,943 | **非支配株主持分** | **96,905** |
| 貸倒引当金 | △2,259 | **純資産合計** | **8,591,611** |
| **資産合計** | **19,310,518** | **負債純資産合計** | **19,310,518** |

# 連結損益計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **9,575,536** |
| **売上原価** | | **7,091,496** |
| **売上総利益** | | **2,484,039** |
| **販売費及び一般管理費** | | **1,668,883** |
| **営業利益** | | **815,155** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 45,042 | |
| 為替差益 | 186,679 | |
| 受取家賃 | 5,730 | |
| 受取保険金 | 178,969 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 1,062 | |
| その他 | 6,565 | **424,050** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 114,663 | |
| 支払手数料 | 45,506 | |
| その他 | 11,395 | **171,564** |
| **経常利益** | | **1,067,641** |
| **特別利益** | | |
| 補助金収入 | 10,333 | **10,333** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 1,668 | |
| 固定資産圧縮損 | 10,333 | **12,001** |
| **税金等調整前当期純利益** | | **1,065,972** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 316,085 | |
| 法人税等調整額 | 10,167 | **326,252** |
| **当期純利益** | | **739,719** |
| **非支配株主に帰属する当期純利益** | | **30,955** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **708,764** |

# 貸借対照表

（2024年３月31日現在）

（単位：千円）

| （資産の部） | | （負債の部） | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **2,194,764** | **流動負債** | **1,172,910** |
| 現金及び預金 | 1,125,692 | 短期借入金 | 681,570 |
| 売掛金 | 37,665 | 1年内返済予定の長期借入金 | 397,912 |
| 短期貸付金 | 942,400 | 未払金 | 75,501 |
| 立替金 | 610 | 未払費用 | 4,268 |
| 未収入金 | 10,151 | 預り金 | 9,141 |
| 前払費用 | 41,509 | その他 | 4,516 |
| その他 | 46,832 | **固定負債** | **3,408,347** |
| 貸倒引当金 | △10,096 | 長期借入金 | 3,379,541 |
| **固定資産** | **7,936,516** | デリバティブ債務 | 28,806 |
| **有形固定資産** | **34,566** | | |
| 建物 | 11,482 | **負債合計** | **4,581,257** |
| 建物附属設備 | 20,286 | （純資産の部） | |
| 工具器具備品 | 2,797 | **株主資本** | **5,553,268** |
| **無形固定資産** | **217** | **資本金** | **2,325,334** |
| ソフトウエア | 132 | **資本剰余金** | **2,398,136** |
| その他 | 85 | 資本準備金 | 2,235,334 |
| **投資その他の資産** | **7,901,732** | その他資本剰余金 | 162,802 |
| 投資有価証券 | 461,936 | **利益剰余金** | **845,218** |
| 関係会社株式 | 443,095 | その他利益剰余金 | 845,218 |
| その他の関係会社有価証券 | 450,734 | 繰越利益剰余金 | 845,218 |
| 長期貸付金 | 6,677,409 | **自己株式** | **△15,421** |
| 長期前払費用 | 19,399 | **評価・換算差額等** | **△3,244** |
| 敷金及び保証金 | 54,346 | その他有価証券評価差額金 | 18,458 |
| 繰延税金資産 | 43,499 | 繰延ヘッジ損益 | △21,702 |
| その他 | 79,752 | | |
| 貸倒引当金 | △328,440 | **純資産合計** | **5,550,023** |
| **資産合計** | **10,131,280** | **負債純資産合計** | **10,131,280** |

# 損 益 計 算 書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **営業収益** | | **812,400** |
| **営業費用** | | **743,858** |
| **営業利益** | | **68,541** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 140,669 | |
| 受取配当金 | 8,236 | |
| 為替差益 | 155,914 | |
| 受取保険金 | 100,731 | |
| その他 | 1,092 | **406,644** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 71,620 | |
| 支払手数料 | 3,261 | |
| その他 | 4,612 | **79,494** |
| **経常利益** | | **395,691** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 1,421 | **1,421** |
| **税引前当期純利益** | | **394,270** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 24,642 | |
| 法人税等調整額 | △11,282 | **13,359** |
| **当期純利益** | | **380,910** |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月27日

株式会社エンバイオ・ホールディングス
　取 締 役 会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　千 足　　幸 男
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　有 賀　　美保子

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンバイオ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月27日

株式会社エンバイオ・ホールディングス
　取 締 役 会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　千 足　　幸 男

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　有 賀　　美保子

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの2023年４月１日から2024年３月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、監査等委員会監査基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の基準に準拠し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会社法第399条の13第１項ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき業務の適正を確保するために整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月27日

株式会社エンバイオ・ホールディングス　監査等委員会

常勤監査等委員　高　山　和　夫　印
監査等委員　星　野　隆　宏　印
監査等委員　平　田　幸一郎　印
監査等委員　行　川　一　郎　印

（注）監査等委員高山和夫及び星野隆宏、平田幸一郎、行川一郎は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

## 株主総会参考書類

**議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（７名）は、本定時株主総会をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏　名 | | | | 当社における地位 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 中　村　賀　一 | 再任 | | | 代表取締役社長 |
| 2 | 西　村　　実 | 再任 | | | 取締役会長 |
| 3 | 山　本　敏　仁 | 再任 | | | 取締役 |
| 4 | 横　溝　透　修 | 再任 | | | 取締役 |
| 5 | 田　月　智　之 | 再任 | | | 取締役 |
| 6 | 亀　山　忠　秀 | 再任 | 社外 | | 社外取締役 |
| 7 | 小　竹　由　紀 | 再任 | 社外 | 独立 | 社外取締役 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 中村 賀一（なかむら よしかず）<br>(1973年3月11日)<br>再任 | 1995年10月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所<br>2000年7月 平田公認会計士事務所入所<br>2004年6月 株式会社エンバイオテック・ラボラトリーズ（現：当社）取締役<br>2006年8月 株式会社ランドコンシェルジュ（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）取締役<br>2007年6月 株式会社アイ・エス・ソリューション（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）取締役<br>2010年3月 株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）取締役<br>2016年1月 株式会社ユーザーローカル社外監査役（現任）<br>2017年11月 株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土地再生投資）取締役<br>2019年2月 株式会社エンバイオ・エンジニアリング取締役<br>2019年4月 Enbio Middle East FZE LLC Manager（現任）<br>2019年7月 Enbio Lel Taqa FZC LLC Manager（現任）<br>2019年9月 株式会社関東ミキシングコンクリート（現：株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ）取締役<br>2020年6月 当社専務取締役<br>2021年9月 株式会社エンバイオC・エナジー取締役<br>2021年10月 株式会社カラダノート取締役（監査等委員）（現任）<br>2022年5月 DEFNE ENERGY INVESTMENT INDUSTRY TRADE LIMITED General manager（現任）<br>2023年6月 当社代表取締役社長（現任） | 362,000株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>当社及びグループ会社で長年にわたり、経理、財務の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2004年から当社取締役として経営を担ってきました。当社における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 2 | 西村 実（にしむら みのる）<br>(1958年11月7日)<br>再任 | 1981年４月　ライオン株式会社入社<br>1990年５月　株式会社日本総合研究所入社<br>2000年６月　株式会社エンバイオテック・ラボラトリーズ（現：当社）取締役<br>2003年１月　株式会社アイ・エス・ソリューション（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）代表取締役<br>2006年８月　株式会社ランドコンシェルジュ（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）取締役<br>2008年１月　当社代表取締役社長<br>2010年１月　株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）取締役（現任）<br>2018年２月　恩拝欧（南京）環保科技有限公司董事長<br>2019年６月　株式会社エンバイオ・エンジニアリング取締役<br>2019年６月　株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土地再生投資）代表取締役会長（現任）<br>2019年９月　株式会社関東ミキシングコンクリート（現：株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ）代表取締役<br>2022年４月　株式会社エンバイオ・エンジニアリング取締役会長<br>2022年６月　株式会社エンバイオ・エンジニアリング代表取締役（現任）<br>2022年６月　恩拝欧（南京）環保科技有限公司董事（現任）<br>2023年１月　株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ取締役（現任）<br>2023年６月　当社取締役会長（現任） | 495,500株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>当社及びグループ会社で長年にわたり、国内・海外の土壌汚染対策事業、ブラウンフィールド活用事業の企画、開発、運営の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2008年から2023年6月まで当社代表取締役として、経営を担ってきました。当社における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | やまもと　としひと<br>山本　敏仁<br>（1974年5月7日）<br>再任 | 1997年4月　三井不動産建設株式会社（現：みらい建設工業株式会社）入社<br>2002年4月　株式会社ジョイント・コーポレーション（現：株式会社長谷工不動産）入社<br>2011年3月　株式会社アイ・エス・ソリューション（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）入社<br>株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）出向<br>2014年4月　株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）代表取締役（現任）<br>2017年11月　株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土地再生投資）取締役（現任）<br>2019年6月　当社取締役（現任）<br>2023年6月　株式会社エンバイオ・エンジニアリング取締役（現任） | 15,500株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>グループ会社で長年にわたり、ブラウンフィールド活用事業の業務と経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2014年から株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）の代表取締役として同社の経営を担ってきました。ブラウンフィールド活用事業に関する豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 4 | よこみぞ ゆきのぶ<br>横溝 透修<br>（1979年3月31日）<br>再任 | 2010年7月 株式会社ランドコンシェルジュ（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）入社<br>2015年3月 ヴェガ・ソーラー合同会社職務執行者（現任）<br>2016年3月 アルタイル・ソーラー合同会社職務執行者（現任）<br>2016年4月 当社入社　経営企画室長<br>2016年9月 ソーラー年金株式会社代表取締役（現任）<br>2016年10月 太陽光パーク２合同会社職務執行者（現任）<br>2019年6月 当社取締役（現任）<br>2020年8月 株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ取締役<br>2021年9月 株式会社エンバイオC・エナジー代表取締役（現任）<br>2022年7月 MaF合同会社職務執行者（現任）<br>2023年1月 株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ代表取締役（現任）<br>2023年11月 Alamport Renewables Pte. Ltd. Director（現任） | 14,100株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>当社で長年にわたり、自然エネルギー事業の企画と業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2016年から当社の新事業の経営企画室長として当社保有の太陽光発電所の経営を担ってきました。自然エネルギー事業に関する豊富な業務経験と新規事業開発に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 5 | 田月（たつき） 智之（ともゆき）<br>(1975年9月13日)<br>再任 | 2000年7月　株式会社ふらんす亭入社<br>2003年4月　同社総務部長<br>2006年2月　メディア・ビジョン エンタテインメント株式会社（現：メディア・ビジョン株式会社）入社 管理部長<br>2006年11月　株式会社共立（現：株式会社やまびこ）入社<br>2021年9月　サイバネットシステム株式会社入社<br>2022年11月　当社入社　法務部長（現任）<br>2023年6月　株式会社エンバイオC・エナジー取締役（現任）<br>2023年6月　当社取締役管理本部長（現任）<br>2023年11月　Alamport Renewables Pte. Ltd. Director（現任） | ― 株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>複数の事業会社において長年にわたり、経営企画、事業計画管理、財務、法務の業務に携わり、豊富な経験および幅広い見識を有しております。また、海外駐在と海外拠点企業の経営経験も有しており、海外市場への進出による事業展開を行っている当社に必要な人材であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 6 | 亀山 忠秀（かめやま ただひで）<br>(1974年12月26日)<br>再任 社外 | 2002年７月　株式会社幸洋コーポレーション（旧：株式会社コマーシャル・アールイー）入社<br>2006年６月　株式会社コマーシャル・アールイー取締役<br>2007年６月　株式会社コマーシャル・アールイー常務取締役<br>2010年８月　公共シィー・アール・イー株式会社（現：株式会社シーアールイー）入社<br>2011年７月　公共シィー・アール・イー株式会社（現：株式会社シーアールイー）常務取締役<br>2014年８月　ストラテジック・パートナーズ株式会社（現：CREリートアドバイザーズ株式会社）取締役(現任)<br>2015年８月　株式会社CREアライアンス取締役（現任）<br>2016年６月　CRE Asia Pte. Ltd.取締役（現任）<br>2016年６月　当社社外取締役（現任）<br>2016年９月　NCF不動産投資顧問株式会社（現：ストラテジック・パートナーズ株式会社）取締役（現任）<br>2017年８月　株式会社シーアールイー代表取締役社長（現任）<br>2017年11月　株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土地再生投資）取締役<br>2020年12月　株式会社APT取締役<br>2023年４月　PT.Cella Emerald Logistik監査役（現任）<br>2024年５月　CRE(Thailand) Co., Ltd.取締役（現任） | 100 株 |
| | 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>同氏は不動産ビジネスを行う企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、引き続き当該知見を活かして、特に不動産開発業、物流不動産業界に関する専門的見地から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待したため社外取締役としての選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 7 | 小竹 由紀（おだけ ゆき）<br>(1957年12月1日)<br>再任 社外 独立 | 1981年4月　ライオン株式会社入社<br>2012年1月　同社CSR企画担当部長<br>2015年1月　同社CSR推進部長<br>2020年6月　当社社外取締役（現任）<br>2022年6月　東京特殊電線株式会社取締役<br>2023年4月　株式会社TOTOKU取締役（現任）<br>2023年9月　アクモス株式会社取締役（現任） | 1,000 株 |
| | 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>同氏が生活関連製品を製造する事業会社のCSRの責任者であったことから、当該事項に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、引き続き当該知見を活かして、CSRに限らずSDGs等の幅広い事項に関する専門的見地から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待したため社外取締役としての選任をお願いするものであります。 | | |

（注）1．候補者中村賀一氏、西村実氏、山本敏仁氏、横溝透修氏、田月智之氏及び小竹由紀氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．候補者亀山忠秀氏は、当社の資本業務提携先・主要株主である株式会社シーアールイーの代表取締役社長であります。同氏と当社との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。

3．候補者亀山忠秀氏及び小竹由紀氏は、社外取締役候補者であります。

4．候補者亀山忠秀氏及び小竹由紀氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両者の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって亀山忠秀氏が8年、小竹由紀氏が4年となります。

5．当社は候補者亀山忠秀氏及び小竹由紀氏との間で会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

6．当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及びその相続人等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険）契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて補填されます。また当該保険契約は役員等の職務執行の適正のため免責金額が設定されておりますので、損害額のうち当該免責金額については補填されず、被保険者である役員等の自己負担となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7．当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づき候補者小竹由紀氏を一般株主との利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出をしております。

以　上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ　１階
ソラシティカンファレンスセンター　Room C
TEL 03－6206－4855




交通　ＪＲ：御茶ノ水駅　　聖橋口より　徒歩約１分
東京メトロ千代田線：新御茶ノ水駅　　Ｂ２出口直結
東京メトロ丸ノ内線：御茶ノ水駅　　出口１より　徒歩約４分

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。